

社会福祉法人見附市社会福祉協議会児童遊具設置修理助成金交付要綱

(平成23年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童に健全な遊び場を与え、健康増進を図り、情操豊かに成長するため児童の遊び場を設置する町内会又は自治会等（以下「自治会等」という。）に対し、児童遊具設置修理助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 社会福祉法人見附市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、見附市内の自治会等が児童の遊び場の確保のため児童遊具を設置し、または修繕する場合に、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

ただし、撤去に要する費用は助成金の対象としないものとする。

(助成対象及び補助金の額)

第3条 助成金は、児童の遊び場に必要遊具及び設備（以下「遊具等」という。）とする。

2 前条の規定により助成金を交付する事業の種類、助成率及び限度額は、次のとおりとする。

事業の種類	助成率	限度額
設置	事業費の10分の8	1自治会につき 250,000円
修理	事業費の10分の8	1自治会につき 150,000円
ペンキ	事業費の10分の10	1自治会につき 30,000円

3 前項の規定により算出された助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は児童遊具設置修理助成金申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 会長は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、相当と認めるときは、児童遊具設置修理助成金交付決定通知（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、助成金の交付決定をするときに条件を付することができる。

(指導)

第6条 会長は、交付決定をした申請者に対し、事業の実施に関し必要な調査指導を行うことができる。

(事業実績報告)

第7条 第5条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者は、遊具等の整備を完了したときは、児童遊具設置修理等実績報告書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は前条の規定による書類の提出があったときはこれを審査し、または必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは助成すべき額を確定し、当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付方法)

第9条 この事業の助成金は、事業完了後の精算払とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人見附市社会福祉協議会児童遊具設置修理助成事業要綱は、廃止する。